平成28年

第1回市議会定例会 議案第66号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例(昭和35年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第60条の15に次の1号を加える。

(47) 令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請 27,000円

第61条の3中「第129条の2第1項」を「第129条第1項」に 改める。

第61条の4中「第129条の2の2第1項」を「第129条の2第 1項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第61条の 3および第61条の4の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法および建築基準法施行令の一部改正に伴い,既存不適格建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定に関する事務について手数料を徴収することとし,および規定を整備するため